

2017年度 奨学生募集要項

1. 趣旨

学業が優れ、かつ、品行方正で勉学に熱意がありながらも、経済的理由により就学が困難な学生に対し、奨学援助に関する事業を行い、次代を担う有望な人材の育成をはかり、社会の発展、福祉に寄与するため奨学金を給付いたします。

2. 特徴

この奨学金の特徴は以下の通りです。

- (1) 奨学金は給付として、返還の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金制度に応募し、又は他の奨学金制度を現に利用している場合であっても、給付の対象とします。

3. 応募資格

次のいずれにも該当すると認められる者とします。

- (1) 2017年4月、日本国内にある大学院(*1)、大学、短期大学(*2)、専門学校(*3)、大学校・専門校(*4)に新たに進学した新1年生。但し、原則入学時年齢25歳以下とする。
 - *1 大学院 : 修士課程または博士前期課程の2年の課程に限る
 - *2 短期大学 : 2年以上の学部・学科に限る。
 - *3 専門学校 : 2年以上の専門課程コースがある学校に限る。
 - *4 大学校、専門校 : 職業能力開発促進法に基づき設置される施設とする。但し、2年以上の学部・学科に限る。
- (2) 「ものづくり」に関連する学部(工学部、理工学部等)、または、「福祉」に関連する学部(看護学部、社会福祉学部等)で学ぶ者。
- (3) 学業が優れ、品行方正で勉学に熱意があると認められる者。
- (4) 経済的理由により就学が困難と認められる者。
- (5) 日本国籍を有し、日本国内に居住する者。

4. 奨学金の額、期間及び給付の方法

(1) 給付金額

・大学院生	月額 25,000 円 (年間給付額 300,000 円)
・大学生	月額 25,000 円 (年間給付額 300,000 円)
・短期大学生	月額 20,000 円 (年間給付額 240,000 円)
・専門学校生	月額 20,000 円 (年間給付額 240,000 円)
・大学校生、専門校生	月額 20,000 円 (年間給付額 240,000 円)

(2) 給付の期間

・大学院生	2年間
・大学生	4年間
・短期大学生	2年間または3年間
・専門学校生	2年間、3年間または4年間
・大学校生、専門校生	2年間または4年間
・給付の期間は、正規の最短終業年限の終期までとする。	

(3) 給付の方法

原則として、年間給付額を2回に分けて、7月(4~9月分)、12月(10~3月分)の一定日に、直接本人名義の口座に送金し給付します。

5. 採用人数

2017年度は、10~12名程度の採用を予定しています。

6. 応募手続き

(1) 提出書類

① 奨学生願書(様式1)

② 成績証明書

・応募時現在の最終学歴の学業成績証明書(高校、大学等で作成するもの)

③ 在学証明書

・入学校が作成するもの

④ 住民票

・同一世帯内全員分の記載のあるもの(マイナンバーの記載のないもの)

⑤ 所得を証明する書類

・家計支持者(父母、父母に代わり家計を支えている人)の2016年の所得を証明する書類

・給与所得者の場合は、2016年の源泉徴収票のコピー、給与所得者以外の場合は、2016年の確定申告書の控えのコピー

・同一人で2種類以上の所得がある場合には、該当する全ての証明書のコピー

⑥ 課題作文

・2017年度課題「進学のと将来の抱負」

(応募者本人の手書きによるもの、指定原稿用紙(400字)1枚)

⑦ 個人情報取り扱いに関する同意書(様式2)

(2) 提出方法

本人が書類を揃えて当財団宛郵送してください。直接の持込は受けません。

(3) 提出期限

2017年5月19日(金)(当財団事務局必着)

(4) 提出先

〒373-0012 群馬県太田市清原町13番地16

公益財団法人 清国奨学会 事務局

7. 選考方法

書類、課題作文のみで選考するものとします。

原則面接等はおこないません。

8. 決定及び通知

(1) 奨学生の決定は、当財団の奨学生選考委員会の選考を経て理事長が行い、採用・不採用に拘わらず、その結果を本人に通知します。

(2) 選考の結果は、2017年6月30日(金)までに通知します。

(3) 選考の経過及び決定の理由については公表しません。

(4) 選考結果については、当該校にも通知します。

(5) 応募書類は、採用不採用などの理由の如何にも関わらず返却はしません。

9. 奨学生の義務

- (1) 奨学生として採用された場合には、直ちに宣誓書を理事長宛てに提出しなければならない。
- (2) 奨学生は、5月に成績証明書並びに在学証明書（当年4月1日以降発行のもの）、11月に在学証明書（当年10月1日以降に発行されたもの）を理事長宛てに提出しなければならない。
- (3) 奨学金の給付を受けた時は、その都度受領書を提出しなければならない。
- (4) 当財団の奨学金給付規定その他の規定を守り、当財団ならびに在学校の指示に従わなければならない。

10. 奨学金の休止、停止又は廃止事由

奨学生が以下に該当するときは、奨学金の給付を休止、停止、又は打ち切ることがあります。

- (1) 休学し、又は長期にわたって欠席したとき
- (2) 退学したとき、又は転学したとき
- (3) 原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき
- (4) 正規の最短修業年限で卒業の見込がなくなったとき
- (5) 学業成績、又は性向が不良となったとき
- (6) 負傷、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (7) 奨学生として適当でない事実があったとき、又は在学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (8) 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- (9) 奨学金受給時の受領書提出が遅れたとき。その他、奨学生としての義務を怠ったとき
- (10) その他奨学生としての支給対象資格を失ったとき

11. その他

応募の前に、必ず当財団の奨学金制度について詳しい内容を確認してください。

12. 連絡先

ご不明な点がございましたら、以下までご連絡ください。

群馬県太田市清原町13番地16 清国産業株式会社内

公益財団法人 清国奨学会 事務局

Tel 0276-37-8011

公益財団法人清国奨学会奨学金給付規定

(目的)

第1条 本規定は、公益財団法人清国奨学会（以下「当財団」という。）定款第6条に規定する奨学金の給付等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学金の給付対象)

第2条 奨学金の給付を受けることのできる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 日本国内にある大学院（*1）、大学、短期大学（*2）、専門学校（*3）、大学校・専門学校（*4）に在学する者

*1 大学院 : 修士課程または博士前期課程の2年の課程に限る

*2 短期大学 : 2年以上の学部・学科に限る。

*3 専門学校 : 2年以上の専門課程コースがある学校に限る。

*4 大学校・専門学校 : 職業能力開発促進法に基づき設置される施設とする。

但し、2年以上の学部・学科に限る。

(2) 学業が優れ、品行方正で勉学に熱意がある者

(3) 経済的理由により就学が困難であると認められる者

(4) 日本国籍を有し、日本国内に居住する者

(5) その他当財団の定める条件を満たす者

2. 他の奨学金制度に応募し、又は他の奨学金制度を現に利用している場合であっても、給付の対象とする。

(給付額等)

第3条 奨学金の給付額は、次の通りとする

(1) 大学院生 月額 25,000 円 (年額 300,000 円)

(2) 大学生 月額 25,000 円 (年額 300,000 円)

(3) 短期大学生 月額 20,000 円 (年額 240,000 円)

(4) 専門学校生 月額 20,000 円 (年額 240,000 円)

(5) 大学校生・専門校生 月額 20,000 円 (年額 240,000 円)

2. 奨学金の返還は要さないものとする。

3. 奨学金の返済を要さない場合であっても、第11条の規定に該当する場合は、返還を求めるところがある。

(給付期間)

第4条 奨学金の給付期間は、次の通りとする

(1) 大学院生 2年間

(2) 大学生 4年間

(3) 短期大学生 2年間または3年間

(4) 専門学校生 2年間、3年間または4年間

(5) 大学校生、専門校生 2年間または4年間

2. 給付の期間は、正規の最短終業年限の終期までとする。

(応募方法)

第5条 奨学金の給付を志願する者は、次の各号に掲げる書類を当財団事務局宛提出する。

- (1) 奨学生願書 (様式 1)
 - (2) 成績証明書 (応募時現在の最終学歴の学業成績証明書)
 - (3) 在学証明書 (入学校が作成する証明書)
 - (4) 住民票 (同一世帯内全員分の記載のあるもの)
 - (5) 所得証明書 (家計支持者の前年の収入を証明する書類)
*家計支持者とは、父母、父母以外の場合は代わって家計を支えている人のことをいう。
 - (6) 課題作文 (課題は該当年度の募集要項に指定する)
 - (7) 個人情報取り扱いに関する同意書 (様式 2)
2. 応募関係書類提出締切日については、該当年度の応募要項に指定する。
 3. 応募書類は、採用不採用などの理由の如何にも関わらず返却はしない。

(奨学生の決定)

第6条 奨学生の決定は、当財団奨学生選考委員会の選考を経て、理事長において奨学生を決定する。尚、必要に応じて奨学生との面接審査を実施することもある。

2. 選考結果については、応募者宛て通知する。
3. 当該校に対しても、選考結果を通知する。
4. 当財団は奨学生の採用を決定したときは、奨学証書を直接本人に交付することとする。但し、当該学生の就学状況に応じて、直接本人に交付することに代えて、本人宛郵便等により送付することもある。奨学証書交付後、誓約書の提出をもって正式に奨学生として認定する。
5. 選考の経過及び決定の理由については公表しない。

(給付方法)

第7条 奨学金は、奨学生本人名義の預金口座に振込むことにより給付する。

2. 奨学金は、年間給付額を2回に分けて給付する。
3. 給付時期は、7月に4月から9月分、12月に10月から翌年3月分を給付する。
4. 奨学生は、振込口座届出書を所定の期日までに提出する。

(奨学金受領書の提出)

第8条 奨学金の給付を受けた奨学生は、その都度「奨学金受領書」を直ちに財団宛てに提出しなければならない。

(奨学生の義務)

第9条 奨学生となった学生は、当財団が定める事項について遵守しなければならない。

- (1) 宣誓義務
奨学生として採用された場合には、直ちに当財団所定の宣誓書を理事長宛てに提出しなければならない。
- (2) 報告義務
奨学生は、5月に成績証明書ならびに在学証明書(当年4月1日以降発行のもの)、11月に在学証明書(当年10月1日以降に発行されたもの)を理事長宛てに提出しなければならない。

(3) 遵守義務

当財団の奨学金給付規定その他の規定を守り、当財団ならびに在学校の指示に従わなければならない。

(届出)

第10条 奨学生は次の各号の一に該当する場合は、直ちにその旨を書面により理事長宛て届出しなければならない。但し、本人が病気その他の事由により報告できないときは、本人の家族または関係者が届けるものとする。

- (1) 休学、長期にわたり欠席、復学、転学または退学したとき
- (2) 正規の最短終業年限で卒業の見込みがなくなったとき
- (3) 停学その他の処分を受けたとき
- (4) 本人の氏名、住所その他重要な届出事項に変更があったとき
- (5) 振込指定口座を変更するとき

(奨学金の休止、停止又は廃止)

第11条 奨学生に下記事由が生じたと判断される場合には、奨学金の給付を休止、停止又は廃止する場合がある。

- (1) 休学し、又は長期にわたって欠席したとき
 - (2) 退学したとき、又は転学したとき
 - (3) 原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき
 - (4) 正規の最短終業年限で卒業の見込みがなくなったとき
 - (5) 学業成績、又は性向が不良となったとき
 - (6) 負傷、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
 - (7) 奨学生として不適切な事実があったとき、又は在-schoolで処分を受け学籍を失ったとき
 - (8) 奨学金を必要としない事由が生じたとき
 - (9) 第8条に規定する報告が遅れたとき
 - (10) その他第2条に規定する奨学生としての支給対象資格を失ったとき
2. 奨学生が前項各号の一に該当する懸念が生じた場合には、必要に応じて当該校の担当者等の意見を聴くことがある。

(奨学金の辞退)

第12条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる

(奨学金の返還)

第13条 奨学生が、第11条の一に該当した場合において、当該奨学生に故意若しくは重大な過失による違反・違約が認められた場合には、当財団は、当該奨学生又は奨学生の家族関係者に対して給付した奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることができる。

(奨学生の指導)

第14条 奨学生の資質向上を図るために、学業及び生活に関し、適切な指導、助言をおこなうことがある。

附 則

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(公益移行による変更)

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

個人情報保護に関する基本方針

公益財団法人清国奨学会（以下「当財団」という。）は、個人情報の保護に関する法律並びに関連する各種法令及び関係省庁のガイドライン等を遵守し、また個人の人格を尊重する見地から、当財団が取扱う個人情報を適正に取扱うため、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の収集

個人情報について、適切かつ公正な手法により取得します。

2. 個人情報の利用目的

取得した個人情報は、奨学生の選考、選考結果の連絡及び公表、奨学金の給付、奨学生の現況確認等、当財団の奨学金給付規定等に定める奨学事業に関連する業務を遂行するために利用します。

3. 個人情報の開示

当財団は、利用目的及び法令に規定されている場合を除き、個人情報を予め本人の同意を得ることなく、第三者には提供しません。

4. 個人情報の委託

当財団は、奨学金の給付等の業務を遂行するために、個人情報の取扱いを第三者に委託することがあります。委託する場合には、安全管理が図られるよう適切に対処します。

5. 個人情報保護の維持・改善

当財団は、個人情報保護に関する本方針及び内規等を周知徹底させるため、役職員等に対して教育、研修を行います。本方針は適宜見直しを行い、継続的改善に努めます。

6. 個人情報の適正管理

当財団は、応募者からご提供頂きました個人情報について、漏洩、紛失、毀損等の事態が生じないように、適切な安全管理措置を講じます。

7. 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

当財団は、ご本人からの個人情報について開示・訂正・利用停止・消去等のあった場合には、法令に従い速やかに対応します。

8. 個人情報に関する問い合わせ窓口

〒373-0012

群馬県太田市清原町 13 番地 16 清国産業株式会社内

公益財団法人 清国奨学会 事務局

Tel 0276-37-8011

公益財団法人清国奨学会奨学生願書

年 月 日

公益財団法人清国奨学会
理事長 清水 国泰 様

貴財団の奨学生として採用いただきたく関係書類を添えてお願いいたします。
尚、以下に記入した事項に相違ありません。

写真添付
(4cm×3cm)

本人氏名 印
(本人記入) _____

ふりがな	性別	生年月日
氏名	男・女	年 月 日 (満 歳)
E-mail (PC)		
E-mail (モバイル)		
ふりがな	電話番号	
現住所	自宅	- -
	携帯	- -
ふりがな	電話番号	
連絡先 (帰省先)	自宅	- -
在学学校	在学学校名・学部・学科・専攻を記入してください	

○ 学歴・職歴等 (中学卒業から記入)

年	月	学歴・職歴等

○ 家族状況

- ・同一の住居に居住し、生計を一にしている方全てを記入してください（祖父母含める）
（世帯主については、世帯主欄に○をつけてください）
- ・家計支持者全員の前年度収入金額を記入してください。
- ・家計支持者全員の所得を証明する書類を添付してください。
（給与所得者の場合：前年の源泉徴収票の写し、給与所得者以外の場合：前年確定申告書の写し）
- ・応募本人についても記入してください。

氏名	世帯主	続柄	年齢	世帯主との同居・別居	職業（勤務先） 在学校（学年）	所得の種類	給与収入（控除前）	給与以外の収入
				同居・別居			円	円
				同居・別居			円	円
				同居・別居			円	円
				同居・別居			円	円
				同居・別居			円	円
				同居・別居			円	円
				同居・別居			円	円
				同居・別居			円	円

○ 他の奨学金への併願・併給状況

他の奨学金の併願（有・無） （有の場合、奨学金の名称を記入してください）	奨学金名
他の奨学金の併給（有・無） （有の場合、奨学金の名称を記入してください）	奨学金名

○ 出願理由

(様式 2)

公益財団法人清国奨学会

理事長 清水 国泰 様

同 意 書

私は、個人情報保護法及び貴奨学会の定める個人情報保護に関する基本方針に基づき、選考及び採用後、人事情報管理の目的のために、私の個人情報を保有し、使用することを同意致します。

年 月 日

署 名

印

願書提出についての注意事項

《 奨学生願書 》

1. 奨学生願書について
 - (1) 当財団指定用紙を使用し、必ず本人が記入してください。代筆は無効となります。
 - (2) 必要事項は黒色ボールペンで記入してください。「消せるボールペン」は使用しないでください。
 - (3) 指定用紙はコピー又はホームページから取得してください。
2. E-mail アドレスについて
 - (1) PC 及びモバイルの E-mail アドレスを記入してください。
願書提出時に PC アドレスをお持ちでない場合は、記入不要です。
 - (2) 当財団と奨学生の連絡については、原則パソコンからのメールにて行います。奨学生として正式採用となり、PC 用アドレスをお持ちでない場合には、新規アドレスの取得をお願いします。
3. 学歴・職歴等について
 - (1) 中学校卒業から現在までの学歴を記入してください。
 - (2) 職歴がある場合には、職歴も記入してください。
4. 家族状況について
 - (1) 同一の住居に居住し、生計を一にしている方全てを記入してください（祖父母含める）。
 - (2) 次の場合は、別居していても同一の家族として記入してください。
 - ・通学等の関係で自宅（親元）を離れて居住しているとき。
 - ・父母または、父母に準じて家計を支えているが、勤務地の関係で別居しているとき。
 - ・別居していても家計を補助したり又は、家計から補助を受けたりしている方がいるとき
 - ・同居している祖父母等が、病気療養等のために一時別居しているとき。
 - (3) 「続柄」は応募者本人からみた関係を、「年齢」は応募時現在で記入してください。
 - (4) 「所得の種類」は、給与、年金、商業、工業、林業、水産業、農業、その他の区分で該当するものを記入してください。同一人で2種類以上の所得がある場合には、該当するもの全て記入してください。
 - (5) 給与所得者の場合は、「給与収入（控除前）」に記入してください。給与所得以外に所得がある場合には、「給与以外の収入」に総所得金額（基礎控除等の「所得控除」を行う前の金額）を記入してください。
 - (6) 家計支持者（父母、父母以外の場合は代わって家計を支えている人）の2016年の収入金額を証明する種類を添付してください。（「源泉徴収票」のコピー、「確定申告書」写しのコピー、その他公的機関発行の所得を証明できるもの）また、同一人で2種類以上の所得がある場合には、該当する全ての証明書のコピーを提出してください。
5. 他の奨学金への併願・併給状況について
 - (1) 他の奨学金に併願または併給している場合には、「有」を○で囲んでください。
無い場合には「無」を○で囲んでください。
 - (2) 併願・併給がある場合には、その奨学金名を記入してください。

6. 出願理由について
出願動機を含め、家庭事情など選考に当たり特に知ってもらいたい事項等について、自由に記入してください。

《 課題作文 》

1. 課題作文は、当財団指定の原稿用紙に自筆で記述してください。パソコン等を使用し記述された場合は無効とします。
2. 黒色ボールペンで記述してください。「消せるボールペン」は使用しないでください。
3. 字数の制限は、400字以内とします。

《 個人情報取扱いに関する同意書 》

「個人情報保護に関する基本方針」の内容を確認してください。内容確認後、同意書（様式2）に署名捺印してください。

《 提出書類 》

1. 当財団指定の奨学生願書
2. 成績証明書
 - ・応募時現在の最終学歴の成績証明書を提出してください。
（応募時現在の最終学歴が高校の場合は、卒業した高校の成績証明書となります）
 - ・但し、大学院生の場合は、大学4年次の成績証明書を提出してください。
3. 在学証明書
入学校が発行する在学証明書を提出してください。
4. 住民票
 - ・同一世帯全員の記載のあるもの
 - ・応募者本人の住民票を移動した場合は、本人の住民票も提出してください。
 - ・マイナンバーの記載のないものを提出してください。
5. 所得を証明する書類
家計支持者（父母、父母以外の場合は代わって家計を支えている人）の2016年の収入金額を証明する種類を添付してください。（「源泉徴収票」のコピー、「確定申告書」のコピー、その他公的機関発行の所得を証明できるもの）
6. 課題作文
2017年度課題「進学目的と将来の抱負」
7. 個人情報取扱いに関する「同意書」

《 提出書類の送付 》

本人が書類を揃えて当財団事務局宛てに郵送で送ってください。
事務局に直接の持込は受け付けません。

【送付先】

〒373-0012
群馬県太田市清原町13番地16
公益財団法人 清国奨学会 事務局

《 提出期限 》

2017年5月19日（金） （提出期限までに当財団事務局に郵送にて必着のこと）

《 奨学生の選考方法 》

1. 提出書類・作文のみで選考するものとし、原則面接等はいりません。
2. 奨学生の決定は、当財団の奨学生選考委員会の選考を経て理事長が行い、その結果を奨学生本人に通知します。また、当該校に対しても選考の結果を通知します。
3. 選考の結果は、遅くとも2017年6月30日（金）までに通知します。

《 その他 》

応募の前に、必ず当財団ホームページ (<http://www.kiyokuni.or.jp>) 等で当財団奨学金制度について詳しい内容を確認してください。

ご不明な点がありましたら当財団事務局へお問い合わせください。

〒373-0012

群馬県太田市清原町13番地16 清国産業株式会社内

公益財団法人 清国奨学会 事務局

Tel 0276-37-8011